

1. ご挨拶 弁護士 中本 和洋
2. 最近の労働判例の紹介 弁護士 黒柳 武史
～労働条件の変更に対する労働者の同意の有効性について～
3. マタニティ・ハラスメントについての解釈通達 弁護士 長門 英悟
4. 調停委員のつぶやき Vol.6 弁護士 倉橋 忍
5. 個人情報保護法が改正されます! 弁護士 鍵谷 文子
6. 消費者契約法・特定商取引法の改正について 弁護士 大高 友一
7. 改正景品表示法(課徴金制度導入)の施行について 弁護士 佐藤 碧
8. 出身者のお便り 法テラス徳島法律事務所(元弊事務所法テラス常勤弁護士)
Letter From Tokushima 弁護士 谷口 英一

ご挨拶



所長 弁護士
中本 和洋

残暑お見舞い申し上げます。

毎日暑い日が続いていますが、皆様にはお元気でお過ごしのことと思います。

私は、4月から日本弁護士連合会の会長に就任し、東京で単身赴任の生活をしています。朝食を自分で作り、といっても電子レンジで「チン」するだけですが、食器も洗って、片付けています。これまで、家事は全て妻に任せっきりになっていたことを改めて感じているところです。

さて、今日の日本は、超高齢化、広範なグローバル化やIT化の進展、格差の拡大等大きな社会変化の中にあります。このため各方面で制度改革が求められています。

また、安保法制を巡り、いかにして平和を守るべきかという議論が、国民の中に起こっています。そして裁判所には、憲法判断や政策形成に係る判断が求められるようになってきました。このような中で司法の役割は、大変重要になっています。

そして、弁護士、弁護士会の役割も、これまでになく、重要なものになってきています。

日弁連は、これまで多くの人権擁護活動や司法問題に取り組んでまいりましたが、今日尚、平和と人権を守る取組、民事・刑事の司法改革、法曹養成制度改革等重要な課題を抱えています。私は、このような課題を一つひとつ実現して、利用しやすく頼りがいのある司法を築いていきたいと考えています。

会長の任期は2年ですが、課題の実現に全力で取り組んでまいります。暑い日が、まだまだ続きますが、皆様のご健勝を祈念しています。

希望と活力にあふれる司法を創る会



最近の労働判例(最高裁平成28年2月19日判決)の紹介

～労働条件の変更に対する労働者の同意の有効性について～

弁護士 黒柳 武史

この項では、最近の労働判例をピックアップしてご紹介させていただきます。今回は、就業規則に定められた賃金等の労働条件の変更に対する労働者の同意の有効性について判断した、最高裁平成28年2月19日判決をご紹介します。

1. 事案の概要

本件は、A信用組合の職員であったXらが、合併(以下、「本件合併」といいます。)により、Xらにかかる労働契約上の地位を承継したYに対し、退職金の支払を求めた事案です。

本件合併は、A信用組合が破綻の危機に瀕しており、これを回避するために行なわれたものです。そして、本件合併に際し、Xらは、合併前の退職金規程(以下、「旧規程」といいます。)に定められた支給基準を変更することに同意する旨の同意書に、署名・押印をしておりました。

変更後の規程(以下、「新規程」といいます。)の内容は、退職金総額を従前の2分の1以下とした上で、退職金総額から厚生年金給付額等を控除するというもので、自己都合退職の場合には、支給される退職金額が0円となる可能性がありました。

以上の事情のもと、Xらは、旧規程における退職金の支給基準に基づき、退職金が支給されるべきであると主張しました。これに対し、Yは、Xらに対する退職金の支給基準については、上記同意書を踏まえて定められた、新規程における退職金の支給基準に変更された、などと主張して争いました。

2. 原判決の概要

原判決(東京高裁平成25年8月29日判決)は、同意及びこれに基づく退職金支給基準の変更の効力について、概要以下のとおり判断しました。

- Xらは、Yから退職金一覧表の提示を受けて、本件合併後にYに残った場合の当面の退職金額とその計算方法を具体的に知ったものであり、同

意書の内容を理解した上でこれに署名押印をしたのであるから、同意書への署名押印により基準変更に同意したものであるといえる。

- したがって、Xらについては、合意による基準変更の効力が生じている。

3. 本判決の概要

これに対し、最高裁は概要以下のとおり判断し、原判決を破棄し、本件を東京高裁に差し戻しました。

- 就業規則に定められた賃金や退職金に関する労働条件の変更に対する労働者の同意の有無については、当該変更を受け入れる旨の労働者の行為の有無だけでなく、当該変更により労働者にもたらされる不利益の内容及び程度、労働者により当該行為がされるに至った経緯及びその態様、当該行為に先立つ労働者への情報提供又は説明の内容等に照らして、当該行為が労働者の自由な意思に基づいてされたものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するか否かという観点からも、判断されるべきものと解するのが相当である。
- Xらが、本件基準変更への同意をするか否かについて自ら検討し判断するために必要十分な情報を与えられていたというためには、Xらに対し、旧規程の支給基準を変更する必要性等についての情報提供や説明がされるだけでは足りず、自己都合退職の場合には支給される退職金額が0円となる可能性が高くなることや、Yの従前からの職員に係る支給基準との関係でも著しく均衡を欠く結果となることなど、基準変更によりXらに対する退職金の支給につき生ずる具体的な不利益の内容や程度についても、情報提供や説明がされる必要があったというべきである。
- しかしながら、原審は、上記のような点に関する情報提供や説明がされたか否かについての十分な認定、考慮をしていない。

4. 本判決について

(1) 従前、最高裁は、労働者が賃金債権を放棄する場合や、使用者が労働者の同意を得て賃金債権を相殺する場合における「労働者の同意」の効力について、「労働者の自由な意思に基づくものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するとき」は有効である旨の判断をしておりました（最高裁昭和48年1月19日判決、最高裁平成2年11月26日判決）。

本判決は、就業規則の退職金支給基準を不利益に変更する場合における「労働者の同意」の場面でも、上記と同様の基準で判断することを明らかにしたものと、意義があるといえます。

(2) また、本判決は、使用者と労働者間に情報格差があることを前提に、「労働者の同意」にかかる自由意思の存否の判断要素として、使用者から労働者に対して必要十分な情報提供や説明がなされていたかを考慮しており、この点も重要であるといえます。

この点、原判決においても、YからXらに対し、職員説明会で支給基準変更後の退職金額の計

算方法の説明がされたことや、普通退職であることを前提として退職金の引当金額を記載した退職金一覧表の提示があったことが認定されました。

しかし本判決は、これだけでは、支給基準変更に伴う労働者の不利益に関する情報提供・説明としては不十分であると判断しました。そして、自己都合退職の場合には支給される退職金額が0円となる可能性が高くなること等、労働者が被る不利益の内容や程度について、具体的に情報提供や説明をする必要があったと判示しております。

(3) 本判決を踏まえると、賃金や退職金等にかかる労働条件の不利益変更に際し、労働者から有効な同意を得るためには、単に同意書を取得するだけでは足りず、労働者に対し、当該変更によりどのような不利益が生じるのか等の点について、具体的かつ詳細な情報提供や説明を行なうことが必要になるといえます。

また、立証の観点から、労働者に対する情報提供や説明の内容について、書面等により証拠を残しておくことが適切であるといえます。

マタニティ・ハラスメントについての解釈通達 (平成27年1月23日雇発0123第1号) 弁護士 長門 英悟

1. はじめに

2015年1月号の事務所報にて、マタハラ問題に関する最高裁判例（平成26年10月23日）を紹介させて頂きました。（「最近の労働判例の紹介」：黒柳弁護士執筆。）

同判決を受けて、厚労省は、マタハラに関する従来の解釈を改正する新しい解釈通達ⁱ及び、同通達に関するQ&Aⁱⁱ（以下「本通達等」といいます）を発売しましたので、本記事においては、その概要について説明させて頂きます。

2. 本通達等の趣旨

男女雇用機会均等法等においては、事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠・出産・育休等（以下「妊娠等」といいます）を行ったことを理由として、

当該女性労働者に対して不利益な取扱いをしてはならないことを規定しております（同法9条3項等）。しかし、従来は、どのような状況であれば妊娠等を「理由として」不利益扱いがなされたか判断されるのか必ずしも明らかでないという問題がありました。本通達等は、上記最高裁判決を受けて、この点について以下のとおり判断基準を明らかにしたものです。

3. 「妊娠等を理由とした不利益取扱いに該当するか」の判断基準

(1) **原則** 本通達等は、まず、妊娠等の事由を「契機として」不利益取扱いが行われた場合、原則として妊娠等を「理由として」不利益取扱いがなされたか判断するとしております。

そのうえで、「契機として」いるか否かは、原則と

して、妊娠等の事由の終了から1年以内に不利益取扱いがなされた場合は「契機として」と判断するとしました。また、1年を超えている場合であっても、実施時期が事前に決まっている措置等（人事異動・人事考課・雇止め等）については、妊娠等の事由終了後の最初のタイミングまでの間に不利益取扱いがなされた場合は「契機として」と判断するとしました。

(2)例外 本通達は、妊娠等を契機として不利益取扱いがなされても法違反ではないとされる、2つの例外を示しました。

ア 例外(1): 業務上の必要性から不利益取扱いをせざるを得ず、業務上の必要性が、当該不利益取扱いにより受ける影響を上回ると認められる特段の事情が存在するとき

そして、業務上の必要性から不利益取扱いをせざるを得ない場合の具体例として、A「経営状況（経営悪化等）」、B「本人の能力不足等」を理由とする場合を挙げ、それぞれについて、以下の事項等を勘案して特段の事由の有無を判断するとしております。

A「経営状況（経営悪化等）」

①債務超過など不利益取扱いをせざるを得ない事情の有無、②不利益取扱いを回避する真摯かつ合理的な努力の有無、③不利益取扱いの人選の妥当性

B「本人の能力不足等」

①妊娠等の事由の発生前から能力不足等を問題としていたか、②不利益取扱いの内容・程度が能力不足等の状況と比較して妥当か、③同様の状況にある他の労働者に対する不利益取扱いとの均衡の有無、④改善の機会を相当程度与えたか否か、機会を与えてもなお、改善する見込みがないと言えるか

イ 例外(2): 労働者が当該取扱いに同意している場合で、有利な影響が不利な影響の内容や程度を上回り、事業主から適切に説明がなされる等、一般的な労働者なら同意するような合理的な理由が客観

的に存在するとき

具体的には以下の事項等を勘案して判断されるとしております。

①事業主から労働者に対して適切な説明が行われ、労働者が十分に理解した上で判断がなされたか、②その際には、不利益取扱いによる直接的影響だけでなく、間接的な影響（例えば、降格（直接的影響）に伴う減給（間接的影響）等）についても説明されたか、③書面など労働者が理解しやすい形で明確に説明がなされたか、④自由な意思決定を妨げるような説明がなされていないか、⑤労働者にとって有利な影響があつて、その有利な影響が不利な影響を上回っているか

4. 本通達の位置付け

本通達等は、妊娠による軽易業務転換請求を契機とする降格の法的効力について判断した平成26年最高裁判決の考え方を、妊娠等を契機にした不利益取扱い一般の問題として敷衍したうえで、どのような状況であれば、妊娠等を「理由として」不利益取扱いが行われたと判断されるのかについての基準を具体化・明確化したものといえます。

本通達等は、あくまでも行政指針にすぎず、これまで禁止されていた妊娠等を理由とする不利益取扱いについて、その範囲を拡大させるものではありませんし、直ちに裁判等における基準となるものでもありません。

もともと、本通達等は、会社の雇用管理実務において非常に重要なものと考えられますので、示された判断枠組みの詳細を十分確認・理解しておくことが重要と考えます。



i 「厚生労働省 解釈通達(平成27年1月23日雇児発0123第1号)」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000089162.pdf>

ii 「妊娠・出産・育児休業等を契機とする不利益取扱いに関するQ & A」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000089160.pdf>

調停委員のつぶやき Vol.6

弁護士 倉橋 忍

今年で調停委員9年目です。感謝されたこと、全くうまく行かなかったこと、いろいろです。今回は、これまでの経験を踏まえて、思いつくまま遺産分割について述べさせていただきます。

1. 実は他にも相続人が・・・

戸籍をよく調べると、実は他にも相続人がいたことがわかったということが時々あります。遺産分割でも揉める原因になります。お父さんを信頼していたのに裏切られた。こんなことにならないようにしないとはいけませんね(私は大丈夫ですが・・・)。

2. 遺言があるあると言われても

親の自筆です、私へすべて相続させると書いてありますというように言われることがあります。確かに、親の自筆であれば、その書類を作った時に親がそのように考えていたのかもしれませんが、でも、それでいわゆる「遺言」になる訳ではありません。

「遺言」というのは、相続人の相続分を変更させるなど重大な効力を持つものです。そのため、「遺言」には厳密な要式が求められます。そして、結構、要式を満たしていないということで効力が生じないということがあります。注意しましょう。

これに対して、公正証書遺言の場合にはかなり安心です。公正証書遺言を作成するのは、裁判官や検察官のOBですから。

3. 寄与分って？

(子供が親の世話をするのは当たり前なのは)

よく聞く話です。私が親の面倒を見ていたから、私の相続分が多いのは当然だ。他の相続人は誰も親の面倒を見ていない。こんな発言です。

これを聞いてどう思われますか。私はすごい違和感を覚えます。だって、あなたは子供の頃、どれだけ親の世話になったんですか。今世話をするのは当然でしょ。そんな当たり前のことを強調してもねという思いです。もちろん、自分の生活を犠牲にしてまで長い間親の世話をされていたというのなら別でしょうが。

寄与分を認めてもらうには、相当な理由が必要であると思います。

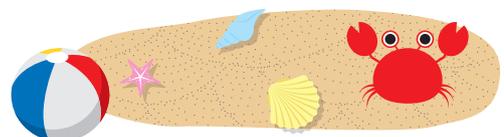
4. 勝手に親の財産が使い込まれていて納得できない

(そう言われても調停委員も困るのですが)

これもよく聞く話です。親は年を取ってそんな金を使うはずがない。当時、同居していた他の相続人が勝手におろして使い込んでいる。こういう発言が結構あるのですが、本当にそう言えるのでしょうか。だって、親の依頼でお金を引き出して親が使っていたのかもしれませんが、仮に他の相続人が使っていたとしても贈与されたのかもしれませんが。

十分に調査をした上で、対応して頂く必要があると思います。

つらつらと書いてきました。残念ながら、遺産分割のトラブルは尽きないようです。



個人情報保護法は、平成17年(2005年)4月に全面施行されました。それから約10年が経過し、情報や通信に関する技術と環境が大きく変化したことに伴い、平成27年(2015年)9月、改正個人情報保護法が成立しました。

改正法の施行は成立から2年以内の予定ですが、今回の改正により、小規模取扱事業者にも個人情報保護法が適用されることになりました。

そこで、改めて、個人情報保護法に基づいて個人情報取扱事業者が守るべきルールのポイントをご紹介します。と思います。

1.「小規模取扱事業者」も個人情報保護法上の義務を負うこととなります

改正前は、5000人分以下の個人情報のみを取り扱う、いわゆる「小規模取扱事業者」については、個人情報保護法の適用対象外とされていました。

改正法では、この5000人要件が撤廃されています。したがって、個人情報データベース等を事業の用に供している者は、会社の大小に関わらず、また、個人事業主やNPO等の非営利組織であっても、「個人情報取扱事業者」(改正法2条5項)として個人情報保護法上の義務を負うこととなります。

2.個人情報取扱事業者が守るべきルールのポイント

(1)個人情報の取得・取扱

個人情報を取得するときは、①あらかじめ利用目的を特定すること(改正法15条)、②利用目的の範囲内で取り扱うこと(改正法16条)、③偽りその他不正な手段で個人情報を取得してはならず、適正な方法で取得すること(改正法17条)、④利用目的を通知・公表すること(改正法18条)が必要です。

(2)保有する個人情報の管理等

ア 取り扱う個人情報が個人情報保護法上の「個人データ」(特定の個人情報を検索できるように、紙・コンピューターなどで体系的に構成した「個人情報データベース等」に含まれる個人情報)にあたる場

合は、データの漏えい等を防止するための安全管理措置を講じる必要があります(改正法20条)。具体的には、i組織体制や規程の整備などの組織的措置、ii入退室管理や盗難防止などの物理的措置、iii従業者への周知などの人的措置、ivパスワード管理や不正アクセス対策などの技術的措置、の4つの側面から措置を検討・実施していくことが必要です。

イ 改正法では、個人情報取扱事業者は、**利用する必要がなくなった個人データを、遅滞なく消去する努力義務を負うこととなりました(改正法19条)**。例えば、個人情報を取得する際に、利用目的を「○○の懸賞賞品発送のため」としていた場合には、当該懸賞の期間が終了すれば、個人データを利用する必要がなくなるため当該個人データを消去する義務を負うこととなります。この点から、個人情報を取得する際には、あらかじめ、利用目的を十分に検討したうえで、その内容を本人に通知・公表しておく必要があるといえます。

ウ このほかにも、個人情報取扱事業者は、**個人データを正確で最新の内容に保つこと(改正法19条)、従業者や取扱の委託先に対して必要かつ適切な監督を行うこと(改正法21条、22条)**が求められます。

(3)第三者への情報提供、第三者からの情報受領

ア **個人情報取扱事業者が取得した個人情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければなりません(改正法23条)**。

ただし、例えば、個人データの取扱を外部委託する場合(個人データの入力、編集等を外部の業者に委託する場合や消費発送を宅配業者に委託する場合など)は、「第三者」には該当せず、あらかじめの同意は要しないものとされています。もっとも、この場合、個人情報取扱事業者は、(2)で述べたとおり、当該委託先に対して必要かつ適切な監督を行うことが求められます(改正法22条)。

イ **同意を得て個人データを第三者に提供する場合**

は、提供した年月日、提供先の氏名等を記録し保存しなければなりません(改正法25条)。

他方で、個人データを受領する側も、提供者の氏名等や個人情報の取得経緯等を確認し、また、提供を受けた年月日や確認した内容を記録・保存する必要があります(改正法26条)。

これらは、個人データの流通の経緯において違法な行為があった場合に、どの段階で問題が生じたかを追跡できるようにするため(トレーサビリティ)に、改正法で新たに定められた内容です。

(4)保有個人データの開示、訂正、利用停止等

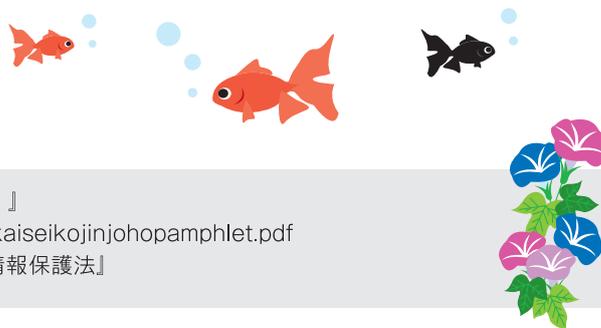
改正法では、個人情報保護法上の「保有個人データ」についての開示請求権、訂正・追加・削除請求権、利用停止・消去請求権が明記されました(改正法28条、29条、30条)。

これにより、本人は、個人情報取扱事業者に対して保有個人データの開示等の請求ができることも

に、個人情報取扱事業者が応じない場合には裁判で開示等の請求ができることとなりました。

改正をふまえて、個人情報取扱事業者が押さえておくべき主要なルールは以上のとおりです。今後、今回新たに個人情報取扱事業者となる事業者向けのガイドライン等が発表される予定ですので、ガイドライン等にも注目したうえで施行までに準備を進めていただければと思います。

また、上記のほかにも、改正法では、いわゆるビッグデータの利用活用に関連して「匿名加工情報」についての仕組みが新設されたほか、社会のグローバル化に伴い外国の第三者への情報提供等についてのルールも定められています。該当する事業者の皆様におかれましては、あわせてご確認をいただければと思います。



参考文献: 経済産業省「『個人情報』の『取扱いのルール』が改正されます!」

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/downloadfiles/01kaiseikojinjohopamphlet.pdf

第二東京弁護士会 情報公開・個人情報保護委員会編「Q & A改正個人情報保護法」

消費者契約法・特定商取引法の改正について

弁護士 大高 友一

BtoC取引における取引ルールの基本を定めている消費者契約法と特定商取引法の改正法案が先の通常国会に提出され、成立しました。改正法では消費者保護の拡充が図られており、消費者が救済される場面が増える反面、BtoC取引を行う企業にとっては注意を要する場面が増えることとなります。本稿では、改正法の概要をご紹介します。

1.改正消費者契約法

消費者契約法は、事業者と消費者との間で締結される消費者契約(労働契約を除く)に広く適用される民事ルールであり、事業者による不当な勧誘行為がなされた場合の取消権や消費者に不利益な契約条項の無効を定めている法律です。平成13年4月に施行された後、民事ルールの部分については全く改正がなさ

れていませんでしたが、消費者被害の現状を踏まえ、以下の点が改正されることになりました(平成29年6月3日施行予定)。

(1)過量販売契約に対する取消権の導入

判断能力が低下している高齢者などに不要な物品を大量に購入させるという消費者被害が跡を絶ちません。そこで、こうした消費者被害の救済のため、いわゆる過量販売契約に対する取消権が導入されることになりました。

具体的には、事業者が消費者契約の締結について勧誘するに際し、当該消費者契約の目的となるものの分量等が、当該消費者にとって「通常の分量等を著しく超えるものであること(過量性があること)」を知っていた場合には、消費者は当該契約を取り消すことができるようになります(改正法4条4

項)。この「通常の分量等を著しく超えるものである」かどうかについては、契約の目的となるものの内容、取引条件、消費者の生活状況や消費者の認識などの要素により判断されることとなりますが、具体的な判断基準については裁判例等の集積を待つ必要があるものと思われます。

(2)不実告知における「重要事項」の拡張

事業者が消費者契約の締結について勧誘するに際し、「重要事項」について事実と異なることを告げ、それによって消費者が誤認をして契約をした場合には、消費者は契約を取り消すことができるものとされています(4条1項1号)。この「重要事項」については、現行法では基本的にその消費者契約の目的となるものに関連するものであることが必要とされており、例えば「法律で木造住宅については定期的なシロアリ駆除が義務づけられました」という説明のように、消費者において契約を締結するかどうかの判断に重大な影響を及ぼしうるもの、シロアリ駆除という契約の目的となるものとは直接関連しないものについては、たとえ不実の内容であったとしても、現行法では消費者から不実告知取消権の行使は難しいとされていました。

改正法では、「消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情」(改正法4条5項3号)が「重要事項」に加えられ、上記の「法律で木造住宅については定期的なシロアリ駆除が義務づけられました」というような勧誘についても、シロアリ駆除という契約目的が行政によるペナルティ(=損害)を避けるために通常必要であると判断される事情として、不実告知取消権の対象となりえるものと考えられます。

(3)「勧誘」にあたる場合の解釈

消費者が取消権を行使できるのは、事業者による「勧誘」において不当な行為がなされた場合に限られますが、この「勧誘」の中に広告や表示といった不特定多数の消費者に対する働きかけを主たる目的とするものも含まれるかについては、消費者庁の公式解釈としては含まれないとされつつも、「勧誘」

にあたるものとする裁判例もあり、解釈に争いがありました。法改正事項ではありませんが、今後、消費者庁の逐条解説に不特定多数の消費者に対する働きかけを主たる目的とするものも「勧誘」となりうる旨の記載がなされることが予定されています。

(4)無効となる契約条項の範囲拡大

現行法では、事業者の債務不履行や不法行為による損害賠償責任を免除する契約条項や過重な違約金を定める契約条項などが消費者に不利益な契約条項にあたるものとして無効となることが明記されています。今回の改正で、加えて以下のような契約条項についても、無効となることが明記されました。

- ・事業者が債務不履行等があった場合でも消費者の解除権を放棄させる条項(改正法8条の2)
- ・消費者の不作为をもって意思表示がなされたものとみなす条項(ただし、信義則に反して消費者に不利益となるものに限る、改正法10条)

2.改正特定商取引法

特定商取引法は、消費者被害が多発する特定の取引形態(訪問販売、通信販売、連鎖販売取引等)に着目して、必要な行政規制を加えるとともに、一定の民事ルールについても定めた法律です。以前は政令によって適用対象となる商品や役務(サービス)、権利が指定されることとなっていました。平成20年改正で商品や役務についてはこの政令指定商品制が廃止され、広くBtoC取引全般に適用のありうる法律となっています。特定商取引法は定期的に改正がなされていますが、今回の主な改正点は以下のとおりです(平成29年12月までに施行)。

(1)通信販売におけるファクシミリ広告の提供禁止

現在、通信販売において、消費者からの事前の請求及び承諾がない消費者に対しては電子メール広告を送信することが禁止されています。今回の改正で、通信販売におけるファクシミリ広告についても同様の規制が導入されることになりました。

(2)電話勧誘販売における過量販売規制の導入

前記のとおり、今回の消費者契約法改正におい

て消費者契約一般に過量販売取消権が導入されますが、特定商取引法においては以前から訪問販売における過量販売解除権が規定されていました。今回の改正で、訪問販売に加えて、電話勧誘販売においても同様の過量販売解除権が導入されることになりました。

(3)行政による執行の強化

行政による特定商取引法違反業者に対する取り締まりを強化するため、以下のような改正がなされて

います。

- ・違反業者の役員等の個人に対する業務禁止命令制度の創設(社名を変えることにより違法行為を継続することの防止)
- ・業務停止命令制度の強化(業務停止命令の期間を最長2年に延長)
- ・指示制度の整備(行政において被害者に対する被害回復措置などを指示できるように)
- ・行政の調査権限、罰則等の強化

改正景品表示法(課徴金制度導入)の施行について

弁護士 佐藤 碧

平成26年秋に不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律(景品表示法)が改正され、不当表示(優良誤認表示、有利誤認表示)に対する課徴金制度が導入されました。この改正景表法は今年4月から施行されましたので、改めてその概要、改正を受けての留意事項をご説明したいと思います。

1.経緯

約3年前のことになりますが、食品表示等の不正事案が次々と発覚して社会問題化し、景品表示法の機能強化が図られる流れとなりました。この流れを受け、まず平成26年6月に表示管理体制の構築を事業者に義務づける等の内容の改正が行われ、それに続き、執行力強化の観点から課徴金制度が導入されるに至りました。

2.概要

この制度について、詳細な説明は紙幅の関係上省略させていただき、今回は景品表示法の課徴金制度の概要のうち、主要な部分、特徴的な部分をピックアップしたいと思います。

(1)主観的要素

事業者が課徴金対象行為をした期間を通じて、自ら行った表示が不当表示であることを知らず、かつ、知らないことについて相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金の納付を命ずること

ができないとされています。

「相当の注意」を払ったかどうかについては、基本的には通常の商慣習に則った注意(取引先から提供される書類等で当該表示の根拠を確認する等)をしていれば足りるとされています。また、表示について、同法26条に定める「適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置」を講じていれば、「相当の注意を怠った者でない」と認定されると考えられています。

(2)算定方法、対象期間

課徴金対象期間における売上額(原則として、直接の取引先に対する売上額です)に、3%を乗じて算定されます。

対象期間は、課徴金対象行為をした期間ですが、

①課徴金対象行為をやめた日から6月を経過する日、又は

②一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置(新聞への謹告文の掲載等)をとった日

のいずれか早い日までの間に、当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とされます。

そして、当該期間が3年を超えるときは、当該期間の末日から遡って3年間が対象期間となります。算定期間の規定はやや複雑なのですが、基本的に

は、不当表示をやめた後でも、当該取引を続けている場合は、不当表示による影響が一定期間消費者に残っている可能性があるため、当該期間も算定期間に含めている、という規定になっています。

(3)自主申告による減額制度

課徴金対象行為に該当する事実を事業者が消費者庁長官に報告したときは、課徴金額から50%相当が減額されます。これは不当表示の早期発見・防止および事業者のコンプライアンス体制構築の促進を図るためとされています。

ただし、当該報告が、調査があったことにより、課徴金納付命令を予知してされたときは減額されません。

(4)自主返金(返金措置)の実施による課徴金額の減額等

一般消費者の被害回復を促進する趣旨で設けられた減額制度です。

事業者は、課徴金対象期間に当該取引を行った消費者に対し、購入額の3%以上の額の返金措置を実施することができます。そして、適式に返金措置が実施されたと認められるときは、返金措置により交付された金銭の額が課徴金額から減額されます。

返金は金銭交付に限定され、商品交換、商品券や代替物の提供等は含まれません。そして、返金対象とする消費者の特定については、ポイントカードの履歴や、レシートの持参といった方法が考えられます。

(5)まとめ—今後の運用について

上記のように景品表示法に導入された課徴金制度は、他の法律では設けられていなかった特徴的な部分も多く含んだものとなっています。今後の制度運用については、特に売上額の算定方法(レストランで提供するコース料理の一部に不当表示があった場合、どのように算定するか)や、主観的要素の認定の方法、自主返金の認定の方法(どのように消費者を特定していくか)等、未だ明確となっていない部分が多くあり、具体的な運用がどのようにされていくのか今後の公表事件に注意しておく必要があります。

3.改正・施行を受けて留意すべきこと

仮に課徴金納付命令の対象となってしまった場合、経済的な負担ももちろんですが、事業者名公表のリス

ク、代表訴訟等のリスクにも留意しなければなりません。このような事態とならないために、特に以下の点には留意が必要です。

(1)表示の管理体制について

実際に起こった不当表示事件では、対象事業者が意図的に消費者を騙そうと虚偽の表示をしていたと思われるケースもありますが、多くは表示に対する認識が甘かった、というケースではないかと思えます。しかし、消費者としては、商品・役務を選択する際に、表示は唯一とっていい情報源ですので、この点の認識の甘さは消費者に商品・役務を供給する事業者としては本質的・致命的な問題となりえます。今回の改正を機会に、表示のもつ意味の大きさ、意識の重要さも再確認する必要があります。

不当表示と一言で言っても、規制する法律は景品表示法だけでなく、健康増進法、薬機法等多岐にわたります。法律だけでなく、業種別のガイドラインも多く存在しますので、定期的に遵守事項を見直してはいかがでしょうか。

(2)消費者対応について

万一不当表示が発覚した場合、行政調査への対応だけでなく、消費者への対応も当然重要になってきます。

返金措置を行った場合は、課徴金の対象となっても、上記のように減免措置の対象となります。ただし、課徴金の減免対象となる3%の返金だけを行ったとしても、残額については場合によっては損害賠償請求等の対象になる可能性は残っていますので、ケースに応じて柔軟に消費者対応を行う必要があります。

事件によっては、発覚後の消費者対応に問題があって事業者へのクレームが大量に発生し、信用が損なわれかけたというケースも多々ありました。ネット社会では、SNS等を通じて情報が広まり、あっという間に企業のイメージに関わる事態となってしまう。問題が発覚した場合は、場合によっては専門家とも相談しながら消費者対応を行う必要があります。

1.はじめに

私は、第66期司法修習を終え、日本司法支援センター(法テラス)に常勤弁護士として採用されました。そして、弁護士としての最初の1年間である平成26年1月から同年12月までの間、中本総合法律事務所において養成(研修)を受けさせていただきました。養成期間中におきましては、同事務所の諸先輩方から、弁護士としての心構え、仕事の進め方やスケジュールの立て方、書面作成のやり方等様々な事項について教えていただきました。この貴重な経験は、現在でも、私が仕事をしていく上での道しるべとなっております。

その後、平成27年1月から法テラス徳島法律事務所へ赴任し、現在にいたっております。

2.徳島県について

徳島県は、四国4県の中でもとりわけ大阪との結びつきが強いと言われている県です。交通事情でも、大阪～徳島間は高速バスで片道約2時間30分と近く、バス料金は往復でも約6千円と非常に安いです。そのため、大阪府民の方は気が付いていないでしょうが、週末ともなると多くの徳島県民が、こぞって大阪に出向き、買い物や遊園地を楽しんでいるようです。

また徳島県には、海・川を問わず、魚釣りの名所が多数存在しています。写真では、鳴門の海で釣れたヒラメ、マダイとともにポーズを取っていますが、このような大物が気軽に釣れるのも徳島県の魅力のひとつです。ちなみにこの日は、他にもカマスやマゴチ等、たくさんの魚を釣り上げました。

その他、徳島には祖谷峡や鳴門海峡などの観光名所もたくさんありますので、皆様もぜひ徳島観光にいらしてください。

3.日々の業務について

赴任してからの約1年半で取り扱った事件では、刑事事件が最も多く、次いで、債務整理事件や離婚事件が多かったです。法テラス徳島法律事務所の弁護士は私一人なので、事件処理について分からないことがあれば、文献等を調べて判断するようにしています。その中でどうしても分からないことが出てきたときには、法テラス徳島地方事務所の所長、副所長に相談をして、なんとか判断をするようにしています。

また事件処理以外の業務として、消費者問題、高齢者問題、離婚、相続、近隣問題等についての講演を行っています。この講演は、地域包括支援センター、社会福祉協議会、学校等からの依頼により行うのですが、この1年半の間だけで、約30回

の講演を県内各所でさせていただきました。講演を聴きにいられた方の感想としては、おおむね好評(?)のようです。

他に、法テラスとして全国的に推し進めている業務として司法ソーシャルワークというものがありますが、徳島県においては、徳島弁護士会の高齢者・障害者支援センター運営委員会が中心となって、「高齢者・障がい者権利擁護支援事業」を立ち上げて、司法ソーシャルワークを推し進めています。そのため私も、同委員会の一員として、同事業のために活動しています。今年度は、同事業への申込自治体数や訪問回数増加に向けた取組みとして、関係機関に向けたPR資料の作成や、セミナー・イベントの実施に向けて準備をしているところであります。

4.今後のことについて

徳島県での任期は3年なので、あと1年半の期間が残っています。この残りの期間については、できるだけ迅速かつ正確に事件処理をすることを心掛けようと考えています。そのために、中本総合法律事務所へ教えていただいたとおり、しっかりと仕事のスケジュールを立てて、ひとつひとつの事件をこなしていこうと考えています。

任期後のことについては、まだ不確定ではありますが、おそらく法テラスを退職した上で、独立、イソ弁等なんらかの形で弁護士業を続けていきたいと考えています。そのためにも、今のうちに少しでも多くの経験を積んでいきたいと考えています。

5.最後に

最後までお読みいただきありがとうございました。末筆ながら皆様の益々のご健勝を心よりお祈り申し上げます。



中本総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階

TEL:06-6364-6241 FAX:06-6364-6243 E-mail:info@nk-law.gr.jp

中本和洋・倉橋 忍・鷹野俊司・豊島ひろ江・大高友一・宮崎慎吾・黒柳武史・鍵谷文子
朝倉 舞・上田倫史・幸尾菜摘子・堂山 健

中本総合法律事務所 東京事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番9号 荻島ビル4階

TEL:03-5771-6248 FAX:03-5771-6249 E-mail:mail@nk-law.gr.jp

三木 剛・佐藤 碧・長門英悟

<http://www.nakamotopartners.com>

©中本総合法律事務所